

ではなく、野党の選挙共闘の陣形が不明で一向に具体化しないことの反映である。

「代わりがない」との世論は、野党と市民（運動）の弱点を浮き彫りにしているのである。

今、求められているのは「どうしたら従来の革新やりペラルの枠を超えた広範な闘いを作り出せるのか」、「野党の選挙共闘を成立させられるか」の二点への回答に他ならない。

五月二八日に国会内で行われた「来夏の参院選の連携確認」には、立憲民主党、共産党、自由党、社民党、衆院会派無所属の会と「市民連合」が集まり、「（来夏の）参院選では三二ある一人区で野党統一候補を立て、第一次安倍政権を退陣につなげた二〇〇七年参院選の再来を目指す方針で一致」した。

このことは喜ばしいことであり、これまでの努力に敬意を表するものである。

しかし、新潟県知事選では、国民民主党が共闘に加わってなお市民と野党共闘の陣営が敗北した。

国政選挙において、国民民主党を除外して、自公（維）の三

分の二を阻止できるのか、過半数を獲得できるのか。

三、安倍政権と野党の構図は七月二〇日の内閣不信任案採決で決定づけられた。

(一) この夏、野党は政権政策と選挙共闘方針を明示し、摺り合わせを行って選挙共闘体制を構築せよ。

七月二〇日の衆院本会議で、安倍内閣不信任案が否決されたが、この採決によって国政での対決の構図は決定づけられた。

安倍内閣の不信任案に賛成したのは立憲民主党・国民民主党・日本共産党・自由党・社民党・無所属の会であり、反対したのは自民党、公明党、日本維新の会などであった。

すでに、安倍自公政権とその補完勢力としての維新の枠組みは明確であり、安倍政権に対抗する野党勢力も明確になったのである。

国民人民の安倍内閣への不信と怒りは続いており、深まっている。

ことここに至って、なお、野党が選挙共闘の具体化に踏み出さないとするならば、それは多くの国民人民への背信であろう。

野党各党は、秋の自民党総裁選・臨時国会・沖縄三大選挙に向け早急に選挙共闘方針と政権政策を明示し摺り合わせを行って、この夏中に選挙共闘体制を構築しなければならぬ。

(二) 昨年の総選挙の再総括が推進力となる。

【旧民進党に求められる反省と総括】

安倍首相のクーデター解散を受けて、旧民進党はそれまでの市民（運動）と野党共闘の確認を反故にして、小池百合子氏らの準備した希望の党への合流を決めた。

都知事選や都議会選挙で自民党を敗北させた小池百合子氏の勢いをも借りて、安倍自公政権の暴走を止めようとした目的は理解できるところであるが、方法と説明の観点からも、やはり信義に反したことであった。

その後の経緯の中で、小池百合子氏らが、希望の党を「反安倍政権」から「反リベラル反革

新」に染め上げようとした段階から民進党出身の人々の闘いは始まっており、現在の国民民主党の結成と闘いや無所属の会の闘いとして実践的には総括されていると認識すべきである。

しかし、新たな段階での市民（運動）と野党の選挙共闘のためには、旧民進党の人々は立憲民主党も国民民主党も無所属の会も、このことをあらためて明確に反省し総括すべきである。

【共産党・社民党・市民運動に求められる反省と再総括】

一方、共産党は、(当時の)希望の党全体を、「安倍政権補完勢力」と決めつけ、旧民進党出身の有力な希望の党候補者にも対立候補を立てた。

その結果、自民党に四一議席を余分に与え、自公維新の衆院三分の二を許すことになった。

総選挙後も、希望の党の大多数の反安倍政権議員と旧民進党無所属議員の院内統一会派作りや合流に対して「市民と野党共闘の合意に対して」筋が通らない」と攻撃してきた。

こうした傾向は、社民党や市民運動も同様であった。共産党は、通常国会が始まり

(当時の)希望の党と(合流後の)国民民主党が安倍政権の追及で反安倍色を鮮明にしてくと、赤旗などでも国民民主党を含めた野党の院内共闘を持ち上げ、なし崩し的に評価を変えてきている。

共産党の国民民主党への評価の変化と共闘追求を支持するものであるが、これを選挙共闘や連合政権構想に積極的に結びつけていくためには、昨年の総選挙方針と総括を誤ったものとして修正する必要がある。

共産党や社民党や市民運動は、こうした「補完勢力」との決め付けや攻撃を反省し再総括すべきである。

昨年の総選挙と以降の経緯に關する両者の反省と再総括は、野党の選挙共闘体制構築の推進力となるであろう。

【擦り合わせの条件は予め決めるべきではない】

共産党が昨年の総選挙後の三中総で打ち出している「次の参院選では、過去二回のような一方的な対応は行いません。あくまで相互推薦・相互支援の共闘を目指します」との方針を、予め条件として提示することは選

挙共闘の障害となる可能性がある。

例にあげては失礼だが、社民党が同じことを主張し、当選の可能性のない選挙区での自党候補者への一本化と支援を求めたとして、他の野党と誰よりも国民は納得するのであろうか。

野党各党とその候補者が統一候補となるためには、政策と運動を競いあつて当選の可能性を高めるほかはない。

共産党に必要なことは、昨年一〇月の総選挙の大敗北の直視であり、綱領と政策と運動の見直しに他ならない。

一部の市民運動も、自らの主張や批判は自由としても、予めそれらを他の野党などに要求し攻撃することは避けなければならぬ。

自らに近い方針や政策だけを許容する運動では、国民と人民の多数派は形成できない。

昨年の総選挙における、例えば比例代表での共産党の約四四〇万票と(当時の)希望の党の約九六八万票の現実を直視すべきである。

現在、表に出てきている市民運動だけが国民を代表している

わけではない。

「市民連合」は、五月一〇日に発表した「政府の『正常化』を求めて」との声明の中で、「二〇一八年五月七日ついに希望の党は崩壊し、民進党との再合流によって国民民主党が結成されました」と述べ、当時の希望の党の大多数の反安倍政権議員の思いや闘いを否定しているかの如き認識を示している。

「市民連合」のこうした「五月一〇日声明」などに対して国民民主党が反発し、五月二八日に国会内で行われた「来夏の参院選の連携確認」への出席を拒否するという事態を生み出している。

市民運動の方針や声明が、いつ、どこで、誰によって決められているのか自らの点検が必要であろう。

四、国民人民の生活は危機に瀕している。

【若者の労働生活条件は劣悪な状況で放置されている】

非正規雇用、不安定雇用、ブランク職場やバイトなどによって、20〜50代の人々の希望と生

活が破壊されてきた。

わずかばかりの最低賃金などの引き上げでは現在の状況は改善できない。

その結果、自立できない、結婚できない、子どもを産めない・育てられない人々を大量に生み出してしまった。

【高齢者と非勤労世帯が次のターゲットにされている】

政府と支配階層は、次のターゲットとして60歳以上の世代に狙いをつけ、年金等の引き下げと保険料の引き上げを行い、更に消費税の引き上げを行おうとしている。

安倍政権のこの政策は国民生活から一切のゆとりを奪い、多くの下層の国民人民の生活を危機に陥れ、破綻を生み出すものとなるであろう。

政府統計の勤労者世帯の賃金報酬が若干上がったとしても、家計消費支出は減少し続けている。

現在の日本では、国民と人民は必ずしも労働者や自営業者などの勤労世帯に属しているわけではない。

勤労世帯に含まれない年金生活者、病者、障碍者、生活保護

世帯が多く存在し、勤労世帯に含まれていたとしても自立できない多くの成人が存在する。

年金や社会福祉手当などが削減され、消費税や保険料や公共料金が増え上げられることは、特にポーターラインに分布する多くの人々に対して致命的な打撃を与えることになる。

様々な悲劇が生み出されるであらう。

日本の社会は混乱と没落に向かつて進んでいる。

五、安倍政権を打倒し国民主権政府を樹立しよう。 共闘と統一戦線によって、国民人民との対話を組織し力を結集しよう。 解散・総選挙を求めて闘おう。

日本の国民と人民生活の危機、社会の混乱と没落の状況にあつて、安倍自公(維)政権の打倒と国民主権政府の樹立は待ったなしの課題である。

安倍政権の打倒と国民主権政府の樹立のためには、勝利でき

る野党の選挙共闘体制が不可欠であり、選挙共闘の実現のためには、選挙共闘方針と政権政策の明示と擦り合わせが必要である。

市民運動と国民人民は、野党に選挙共闘と政権政策の明示と擦り合わせを要求して実現させねばならない。

多くの国民人民の声を纏めて拡大していくためには、共闘と統一戦線の力が必要であり、野党と市民運動に、可能なところから即座の共闘と、可能なところから恒常的な統一戦線の追求を行うよう訴えるものである。

従来の革新やリベラルの枠を超えた国民人民の広範な闘いへと発展させ、勝利できる野党の選挙共闘を成立させることができるならば、次の選挙で自公(維新)の議員の当選が危うくなり、衆参両議院で自公(維)の三分の二の状況下において、安倍政権の退陣の可能性が生まれるのである。

秋の臨時国会は、「安倍内閣の退陣」とともに「解散・総選挙」を実現する闘いにも転化させることができるであろう。そして、この勝利できる野党

の選挙共闘は、秋の沖繩の一連の選挙闘争の勝利をも切り拓くものとなるのである。

日本革命党は、この闘いを野

九条改憲NO！北東アジアの平和と共生を！ 政治の腐敗と人権侵害を許さない！

七月一九日（木曜）、国会議事堂正門前にて「安倍政権の即刻退陣を要求する七・一九国会前大行動」が闘われた。

主催は「戦争させない、九条

党と市民運動、国民と人民に訴えて、ともに闘う。

(日本革命党)

壊すな！総がかり行動実行委員会（以降「総がかり行動」と略す）で約八五〇〇人が結集した。

国会内外の闘いにもかかわらず、安倍政権が「居直り」と

「居座り」と「悪政」を続ける今日、市民運動と野党共闘がどのような闘いで状況を切り開いていこうとしているのか、「共に闘い、考え、作り出していく立場」から参加した。

主催者はじめ市民運動団体の人々が「安倍政権を倒すまで行動を続けましょう」との訴えを行った。

多くの発言者が「西日本大雨災害への救援と復興に国会が力を尽くさねばならないとき、安倍政権と公明党石井国交大臣はカジノ法案の審議と採決を強行している」と批判した。政党としては、国民民主党の

柚木道義衆院議員、社民党の福島瑞穂副党首、共産党の山下芳生副委員長、沖繩の風の糸数慶子代表、無所属の会の大串博志幹事長、立憲民主党の福山哲郎幹事長が連帯の挨拶をした。

平日夕方の酷暑の中、多くの人々が結集したことは、安倍自公（維）政権への国民人民の怒りと不信がまったく収まっていないことを示している。

一方で、安倍自公（維）政権の退陣はなかなか見通せていないことも事実である。

今、必要なのは、この間の闘

いを総括した次の段階への前進である。

野党と市民運動は、国民と人民の安倍政権への怒りと不信に応え、安倍政権の退陣と国民主権政府の樹立への道筋をつけるために知恵と力を尽くさねばならない。

この観点から、今日までの市民運動などとの複雑な経緯のなか国民民主党が参加したこと、大串議員が「無所属でやっているのは野党を大きく纏める役割を果たすため」と発言したことに注目したい。

(武市徹)

七月七日「学者の会」シンポジウム いま、日本の政治をどう変えるか

一. こたえを求めて 多くの人々が参加

七月七日（土曜）、明治大学リバティタワーにて「いま、日本の政治をどう変えるか、さよなら安倍政権」シンポジウムが開催された。

主催は「安安保法制廃止と立憲主義の回復を求める市民連合（以降「市民連合」と略す）」の

呼びかけ（構成）団体の「安全保障関連法に反対する学者の会（以降「学者の会」と略す）」であった。

収容人員二六六名の会場で、椅子の不足が生じる三〇〇名を超える人々が参加をした。

国会内外での闘いにも関わらず、安倍自公（維）政権が居直り・居座りを続け、更にカジノ法案などの悪政を続けているなかで、「市民（運動）」と野党共

闘」を推進してきた「市民連合」「学者の会」に対して、多くの人々が「いま、日本の政治をどう変えるか」の方向性を求めて集まったのである。

二. 各分野からの安倍政権批判

挨拶に立った広瀬清吾氏（東京大学名誉教授）は「世論を変える一助となるシンポジウムとしたい」とし「論客を集めたの



国会正門前（7月19日）



日本の政治をどう変えるかシンポジウム（7月7日）

で、安倍政権のしぶとさへのフ
ラストレーションを解消してい
ただければ」とも挨拶した。

憲法の分野で、水島朝穂氏
(早稲田大学教授)が「溜飲を
下げて終わってはいけない」
「代わりがないと言っているのは諦
めの空気を作る」「加計学園に
行ってきたが、図書館の蔵書は
八〇〇〇冊しかなかった」「安
倍九条改憲に山尾志桜里氏らの
護憲的改憲論などの対案は無
駄」「憲法の人権・民主主義の
規定は具体的な規定より大きな
概念で示し国民の闘いで拡張す
べき」との主旨の話をした。

外交の分野で、遠藤誠治氏
(成蹊大学教授)が「北朝鮮へ
の無責任な圧力論で、六カ国協
議から外れているのは日本だけ、
安倍政権の対応は破綻してい
る」「日本外交にとって、今後
は中国への対応が重要になって
くる」との主旨の話をした。

経済の分野で、浜矩子氏(同
志社大学教授)が、「アベノミ
クス最大の問題は、二一世紀
版の大日本帝国―大東亜共栄圏
の構築という下心(不純な動
機)にある」「経済政策の本質
は、均衡保持・弱者救済にあ

る」のであり「安倍政権に対し
ては、どこに対してではなく全
体に対して徹底的に闘いぬく必
要がある」「安倍政権の代わり
がないは禁句で、あんな邪悪な
集団にはいくらでも取って代わ
れる」との主旨の話をした。

社会政策の分野で、大沢真理
氏(東京大学教授)が、「民主
党政権下で、自民党も含めた社
会保障と税の一体改革により社
会保障の機能強化を合意したが、
自民党の政権復帰で社会保障と
税の負担と保障が逆機能してい
る」「母子世帯などに対しては、
政策で虐待を行っている状態」
で「安倍政権の下で、日本は世
界でも最悪の格差社会となって
いる」との主旨の話をした。

教育の分野で、佐藤学氏(学
習院大学特任教授)は、「安倍政
権の教育改革は虚構と虚妄であ
り」「敗戦と高度経済成長後の停
滞を背景とした癒しのナショナ
リズムが浸透し」「マイノリティ
によるマジョリティの支配が進
み」「日本の教育現場は不必要な
改革の断行と必要な改革の放棄
が行われて解体状況となってい
る」との主旨の話をした。

谷修氏(立教大学特任教授)は
「ネットの社会を中心に反日学
者に税金を回すという攻撃と
圧力が強まっている」「こうし
た攻撃と圧力に加わる人々は、
スマホだけが情報手段となって
いる疎外された若者や、パソコ
ンにしがみつく孤立した中高年
など確実に存在しており」「ネ
ットの少数の意見と無視してい
るわけにいかない事態にまで状
況は進んでいる」との主旨の話
をした。

三、「日本の政治をど う変えるか」の方 向性は示されてい ない

それぞれの分野の話は確かに
有意義なものであり、広く国民
人民に知らしめ、世論を変える
一助にせねばならない。

しかし、「市民(運動)」と野
党共闘の闘いにもかかわらず、
新潟県知事選は敗北し、安倍内
閣は退陣せず、悪政を続けてい
る。

残念ながら、このシンポジウ
ムは「なぜなのか？」に答える
ことはなく、新たな段階での闘

いの方向性を示すものでもなか
った。
複数の論者から「代わりがい
ない論」への強い拒否反応が出
たのは、逆に痛いところだから
であろう。

また、「憲法の人権・民主主
義の規定は具体的な規定より大
きな概念で示し国民の闘いで拡
張すべき」で「安倍九条改憲に
山尾志桜里氏らの護憲的改憲論
の対案は無駄」といった水島朝
穂氏に見られるような発言につ
いては、広範な共闘を阻害しか
ねない発言であり、市民運動と
はいえ慎重であるべきであろう。

四、市民(運動)と 野党共闘の総括と 次の段階への前進 が必要だ

この間、「市民連合」や「学
者の会」は、「野党と市民(運
動)の共闘」において、重要な
役割を果たしてきており、高く
評価するものである。

しかし、今、「野党と市民
(運動)の共闘」は、中間総括
を行い、次の段階に歩を進める
べきである。

大沢真理氏が「野党は政策合
意を追求し、選挙に臨んでほし
い」と発言したが、この方向で
の努力に期待するものである。
このシンポジウムに、静岡県
のSさんが上京参加し、その後
の意見交換ができたことは大き
な収穫であった。

Sさんの録音を参考にこのレ
ポートを書くことができたこと
にも感謝したい。(武市 徹)

六、一九市民集会に二〇〇名が参加 (名古屋市)

一、高田健さんが「数 千万の『対話』運 動で世論を変える」 との重要な提起

六月一九日(火曜)、愛知県

名古屋市東区の「ウィルあい
ち」にて、「総がかり行動実行
委員会共同代表」の高田健さん
を招いて市民集会が開催された。
この集会は「安倍九条改憲
NO!あいち市民アクション」

が主催し、約二〇〇名が参加した。

よびかけ人で愛知大学教授の長峯信彦教授が「署名を広げること」を、中谷雄二弁護士が「安倍九条改憲阻止」を訴えた。

高田健さんは「安倍改憲にとどめを、三〇〇〇万署名と私たちの展望」というレジュメと講演で次のように述べた。

(一) 米朝会談、韓国のキャンドル革命が切り開いた歴史的局面で北東アジア非核化構想の実現へ。

(二) 森友・加計疑惑に象徴される安倍内閣総辞職を要求する闘いは大きな山場に来た。

(三) 世論調査の不支持率五〇%台、支持率三〇%台の状況で、安倍はなぜ退陣しないのか。改憲こそ安倍の政治目標。安倍こそ改憲勢力の切り札。

あきらめない、堅持することが勝利すること。

(四) 自衛隊の根拠規定を付加する「九条の二」は、「武力によらない平和」から、安保法制のもとでの海外での戦争を可能にする「武力による平和」への転換となる。

(五) 外交の安倍を演出するが、

東アジア外交の完全な失敗。(六) 二〇一九年七月初め(の)

参議院選挙で、立憲野党+市民連合が共同して闘えば、改憲派は現有の三分の二を失う可能性。

(七) 森友疑惑で安倍政権を退陣させるか、追い込んで大幅に改憲発議を延期させるか、改憲発議ができない状況に追い込んで安倍政権を倒すか、参院選挙まで押し込んで三分の二を阻止するか。

(八) 運動の決定的要素は、三〇〇〇万署名を軸にした運動により、戦争に反対する世論を大きく作ることに、署名運動の真髄は「対話」、数千万の対話運動で世論を変える。

(九) 文字通り市民連合らしい市民連合を作り、育てること。「市民の非暴力直接行動」「選挙への市民の参加」が車の両輪、「国会内での共同、国会外での共同、国会内外での共同」、立憲野党と市民の共同の実現(で) 政治を変える。

(一〇) 署名提出には野党四党と二会派の党首級代表が参加。国民民主は欠席。

独自路線を探る国民民主への

働きかけは続けるが、これでこの党は持つか。

(一一) (憲法改正の) 国民投票ということになった場合の問題点である。

安倍自公維新勢力が、投票日までの数十日、毎月、大手広告代理店などによって、テレビやネットなどすべてのメディアを駆使して、これでもかとの物量作戦で世論誘導を、間違いなく行うだろう。

発議をさせない闘いととも、「改憲手続法」の抜本的な再検討なしに国民投票を実施しては(させては)ならない。

二. 対話による国民人民の多数派形成のための課題

運動内部で対話は出来ているのか

質疑応答の場で、わたしは次の発言をした。

「五月二十九日の朝日新聞の記事【注意一】を読んで、すぐに赤旗を読み直したが、赤旗にはその記事がなかった」

「市民と野党共闘は進んできているが、『悩ましい』が避けて通るわけにはいかない問題があるのではないか」

「高田さんは『安倍政権が(改憲の) 世論誘導のための物量作戦を間違いない行うだろう』とおっしゃった。これを押し返すには、お互いの違いを見つけることではなく、大きな方向性を目を向けるべきではないか」

「何時でも、どこでも繋がり合える場所や運動が必要だと思

う」

【注意一】市民連合が五月一〇日に発表した「政府の『正常化』を求めて」との声明の中で、「・・・ついに希望の党は崩壊し・・・」との認識を示し、国民民主党が反発し、五月二十八日の野党と市民連合の「来夏の参院選の連携確認」の意見交換会への出席を拒否した事態とその報道である。

わたしたちは、次の問題意識をもって、市民運動と野党共闘の陣営に参加して闘いを進めていく。

(一) 衆参両議院三分の二を背景に、居直りと居座りをつづ

ける安倍自公維新政権に対する「連続的永続的な闘い」を訴えともに闘う。

(二) 闘いの目標は来年の参院選ではなく、現在における安倍政権退陣と解散総選挙の要求である。この闘い抜きに、来年の参院選挙の展望は切り拓けない。

(三) 安倍政権退陣と解散総選挙要求の闘いの前提は、野党各党の「(政権) 政策の明確化と摺り合わせ」、市民運動も含めた「(選挙) 共闘方針の摺り合わせ」であり、その即時の実行を国民民主党も含めた野党に求めて闘う。

(四) 安倍自公維新政権の打倒、野党による国民権政府の樹立のためには、一三五〇万人の署名をはるかに超える国民人民の支持が必要であり、市民運動と野党共闘と国民人民との対話が必要である。

(五) 運動と対話を進めるために「周囲との可能な共闘」を即座に行い拡げることが必要である。

(六) わたしたちは、「市民運動」と「野党」の運動とその「共闘」が今日まで果たして

きた役割を高く評価するとともに、一方でそこに潜む問題点も率直に指摘してともに克服することを訴える。

(七) 例えば五月一〇日の「市民連合の声明」は、誤った態度であったと批判している。

今回の高田さんのレジュメ中の「署名提出には野党四党と二会派の党首級代表が参加。国民民主は欠席。独自路線を

探る国民民主への働きかけは続けるが、これでこの党は持つか。」との内容も、五月一〇日の「市民連合の声明」と同質の誤りであると考えられる。これらは、どこで誰がどのよ

うに決めているのか。この声明やレジュメへの異論や異議は、どこで論議することが保障されているのか。

こうした問題が明らかにされ克服されない限り、多数の国民人民の支持を結集することは困難であり、安倍政権の打倒と国民主権政府の樹立の障害になる可能性があるのである。

昨年(二〇一七年)一〇月の総選挙における「旧希望の党」と「共産党」の得票を比較し直視することが必要である。(矢野芳徳)

『友愛政治塾(第三回) 講師・西川伸一さん(明大教授)』の報告

六月一七日(日曜)、文京区民センターにて、第三回友愛政治塾(事務局・ロゴス村岡ささん)が開催された。

さまざまな論議が交わされたが、西川伸一氏(明治大学教授)の講演「最近の裁判官人事の傾向」の概要と出席者の主な発言とわたしの発言に絞って報

告する。

一、「最高裁判事の人事の仕組み」について説明された

西川伸一氏から資料が配布され、最高裁など判事の人事について次の説明がされた。

(一) 二〇一八年一月八日、寺田逸郎最高裁長官が七〇歳で定年退官し、翌日に大谷直人最高裁判事が第一九代最高裁長官に就任した。

(二) 最高裁長官は、憲法第六條二項「天皇は、内閣の指名に基づいて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する」との規定によって任命される。

(三) 最高裁判事は一四人(長官含めて一五人)であり、慣例としてその出身枠構成は、職業裁判官六人(長官一人含む) + 弁護士四人 + 学識経験者五人(検事二人 + 行政官二人 + 学者一人)とされている。

(四) また、最高裁長官は、慣例として最高裁判事一四人のうち職業裁判官五人の中から(前任の)最高裁長官が選んで、内閣に打診する。内閣は司法の独立の観点からこれを尊重する。

これらは慣例であるため、第一七代長官となった竹崎博充氏のように、東京高裁長官から選ばれる場合もあった。

(五) 最高裁判事五人のうちの誰が長官に選ばれるかは「定年までの残りの任期」「最高

裁内の事務総長など要職四ポストの経験」「民事より刑事優越」「年齢と経歴における先輩後輩」「東大優位の学歴」などを見れば容易に推測できる。

二、「安倍政権による最高裁判事の人事への介入」が指摘された

西川氏は、近年の「安倍政権による最高裁判事への人事介入」について次の事例を示した。

(一) 最高裁判事は、憲法第七九條「最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定めたる員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する」とされている。

(二) 内閣は、最高裁判事の任命にあたっては、最高裁長官の意見を聴くという慣行がある。

(三) ただし、任命権はあくまでも内閣にあるから、最高裁長官は複数の候補を挙げて、優先順位を付けて意見を述べ、

歴代内閣は、慣例として最高裁長官の意見を尊重してきた。

(四) ところで、最高裁判事一四人のうち慣例として四人が割り当てられている弁護士枠については、「日本弁護士連合会(日弁連)」が推薦する

最高裁判所裁判官候補者の選考に関する運用基準」に基づいて推薦された候補者を、日弁連会長が順位を付けて最高裁に推薦し、最高裁が内閣に順位を付けて推薦し、内閣がこの順位を尊重して後任候補者を内定してきた。

(五) しかるに、二〇一七年一月と四月にかけての人事に関しては、行政官である櫻井龍子氏が一月に、弁護士の大橋正春氏が三月に定年退官したことに伴い、二月に弁護士の山口厚氏が、四月に行政官の林景一氏が後任となったが、山口氏は日弁連の候補者七人の中にはなかった。

(六) 日弁連会長の中本和洋氏は「政府からこれまでより広く候補者を募りたいとの意向が示された」「長い間の慣例が破られたことは残念だ」と発言している。

(七) 最高裁は、政府の意向を付度して日弁連と協議し、山口氏を推すことにしたのか。

(八) 山口氏は長く大学教授の地位にあり、弁護士登録は二〇一六年八月であり、実質的に「弁護士枠」からの最高裁判事は四から三へ一減となった。

(九) 山口氏は、その後の最高裁大法廷判決における「参院選の一票の格差において合憲とした」一五人のうちの一人に入っており、「NHK受信料の支払い義務は合理性がある」とした一五人のうちの一四人に入っている。

(一〇) これらの異例の任命経緯や最高裁大法廷判決での山口氏の態度は、国民審査には影響していない。

憲法第七九条二項「最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後一〇年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする」に基づき行われた、昨年(二〇一七年)一〇月の総選挙での国民

審査において、山口氏への×票に影響は及ぼさなかった。続けて西川氏は、「近年の最高裁判所幹部人事の異例さ」「司法改革(司法予算の少なさと合理化)・家庭裁判所所長の地方裁判所所長との兼任」「職業裁判官出身の女性の最高裁判事がいないことなどジェンダーバランス」などの課題についても、説明と提起を行った。

三. 出席者の主な発言

(一) 「人権派裁判官の左遷」出席者のA氏は、最高裁において重要な事件を反動的な裁判官が担当するということはあるのか、下級裁判所において人権派や民主主義派と目されている裁判官は左遷させられるとの話を聞くがそのような事例はあるのか、あるとすればそのような情報を集めて司法制度を改革する必要があるのではないかと発言した。

↓ (西川氏) 最高裁においてどの裁判を誰が担当するのは機械的に割り振られるのか、恣意的な要素はないのではないかと、下級裁判所での左

遷ということがあるのか事例については把握していない。

↓ (武市) 高浜原発の差し止め処分をした福井地裁の樋口氏はキャリアからいえば次は名古屋高裁というのが順当と言われていたが家裁となった。このような事例はほかにもあり調査と記録が必要と思う。こうした事態は、内閣の最高裁支配、その最高裁の下級裁判所支配という憲法など法と制度から生じていると思う。

(二) 「良心派裁判官の変節」出席者のB氏は、女性のO(オ)さんは、地元での運動では良心的で信頼していたが、最高裁判事となつての判決では反動的な判断をしております。最高裁に入ると人は変わってしまうのか、あるいは反動的な判断をせざるをえない状況に追い込まれるのか、と発言した。

↓ (西川氏) O(オ)氏がどのような人格かは知らないが、裁判所には判事よりも経験を積んだ調査員が多くおり、調査員の仕事を否定して頑張りぬくということは容易

ではないかもしれない。

(三) 「裁判官任命制度」出席者の紅林氏は、裁判官の任命について日本では内閣が深く関与するが、三権分立の保障の観点から国民が選出するなどの制度のある国はあるのか、と質問した。

↓ (西川氏) 国民が判事を選ぶというのは西部劇時代ならいざ知らず、現在は余りないのではないかと。世界の裁判官の選出(任命)制度を調べてみる意味はあると思う。

(四) 「司法制度への関心の必要性」出席者の村岡氏は、三権分立とは言いながら日頃「司法と裁判所」については関心が薄く、西川氏の今日のお話で重要なことと認識したと謝意を述べた。

(五) 「裁判官への運動と影響力」出席者のB氏は、ある問題で裁判官宛ての署名を組織しているが裁判官に署名は届くのか効果はあるのか、と質問した。

↓ (西川氏) 裁判官への署名は事務官止まりで届かないのではないかと、署名の効果は事務官から裁判官に「こんな

署名が届いていますよ」との報告はあるかもしれない。効果があるともないとも言えない。

↓ (村岡氏) 第一回友愛政治塾で杉浦弁護士が「裁判を傍聴人で一杯にすることが裁判官に与える影響は大きい」と言っていたことが参考になる。

↓ (武市) 憲法第一六条で「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」との規定があるので、裁判所と裁判官も国家機構であり公務員であるので、どのような方法手続きかは検討する必要があるが、裁判官への署名誓願はありうるのではないかと。

西川氏の説明と提起を受けて、わたしは次の要旨の問題提起を

四. 現憲法と現裁判所の体制で三権分立は成り立ちうるのか

日本革命党 2018年方針 —第2回書記局会議までの4ヶ月の総括と12月に向けた計画

項番	方針	目的	実績 (2月18日～6月16日)	課題 (第2回書記局会議の総括と計画)
1	機関紙「進路」の再刊	1) 活動再開を関係者に明示 2) 関係者団体に政治主張を宣伝 3) 共同と入党と寄付を呼びかけ 4) 関係者と定期的な連絡を確保	・進路復刊1 (通巻18)号2018年3月20日～進路復刊3号2018年6月10日 ○個人47部 (うち有償25部) 60代、50代、40代 ○政党団体14 (うち交換1)	1) 党員の活動を強化し送付先拡大を目指す 2) 1回/月を目指し、1回/隔月以上を守る 3) 少数執筆者と寄付金に支えられているより多くの執筆者と理論深化を目指す 4) 愛知県の旧希望の党、旧民進党からは「送付拒否」の反応、ほかは送付継続中
2	ホームページの開設	1) 地域と進路部数の制約を克服 2) 不特定の人々に政治主張を宣伝 3) 共同と入党と寄付を呼びかけ	・2018年5月21日 (月) 開設 http://j-rp.com/ ・6月11日 (月) 更新 (進路3号反映)～6月18日 (月) 更新予定 (7月7日学者の会シンポ反映)	1) 地域と進路部数の制約を克服 →集会を中心に進路に掲載されない情報も提供 →情報拡充のため党 (員) 活動の拡大を目指す 2) 内輪の活用にとどまり、外部からの閲覧は少ない →閲覧が増加する内容と方法を検討する
3	公開連絡先の開設	1) 不特定の人や団体の連絡に 2) 不特定の人からの入金に	1) 私設私書箱を開設 2) 郵便振替口座を開設 (進路とホームページに掲載)	1) 他団体からの郵便窓口になっているが少ない 2) 寄付金の振込み口座として十分機能している
4	他党派との対話	1) 進路の送付と交流を通じて、共同共闘や合流を追求 2) 進路の政治内容を提示して、政治的影響を追求	・共産党・社民党・新社会党・立憲民主党・自由党・国民民主党、労共党 (機関紙交換)・共産同 (統一委員会) に進路送付 ・党員3人が共産党と意見交換	1) 進路紙上で、他党派の思想・政策・運動への評価を行い共闘を呼びかける 2) 他党派の集まりに参加し個人として (可能な場合は日本革命党として) の発言を追求する
5	運動の組織と諸運動への参加	1) 安倍自公政権の収奪と反動政治を阻止する 2) 安倍自公政権を打倒し、革命・民主政権の樹立を追求する	・市民 (運動) と野党共闘の呼びかけ集会等運動に参加 ・週刊金曜日3読者会に (党員3人が) 個人として参加	1) 運動への参加を強化し、より有効な闘いとするために主張と提案を行う 2) 日本革命党独自の闘いも追求し実現する
6	恒常的な共闘組織体制の構築	1) あらゆる場所への民主的な基盤の形成を追求し、貧困化と格差拡大で排除される国民人民の政治参加を保障し強化する 2) 安倍自公政権の収奪と反動政治を阻止する 3) 安倍自公政権を打倒し、下層の人権を回復する国民民主権政府の樹立を追求する	・野党に (政権) 政策と (選挙) 共闘方針の明示と摺り合せを要求 ・統一戦線結成を呼びかけ ・進路3号で、身近なところから即座に共闘連携すべきと呼びかけ ・党員が個人として地域の統一戦線を目指し「地域の会」に参加 ・党員が週刊金曜日N読者会を運動体とすべく提案中	1) 市民 (運動) と野党共闘の総括と次の段階への前進を要求する 2) 野党に (政権) 政策と選挙共闘方針の明示を要求し、摺り合せ (統一戦線と連合政権) を要求する 3) 広範で恒常的な統一戦線結成を呼びかける 4) 交流が可能な他党派・他団体との共闘連携を追求し、統一戦線の雛形を形成する 5) 他党派の集まりに参加し個人として (可能な場合は日本革命党として) 統一戦線の結成を呼びかける
7	共同のシンクタンク設立の追求	1) 政府官僚組織、財界系のシンクタンクなど支配層に対抗できる政策立案能力を獲得する 2) 支配層の隠蔽・改竄・捏造・誤魔化しを見破る能力を獲得する	・野党と国民の共同のシンクタンク設立の必要性を主張 ・ロゴスMさんの友愛政治塾に参加し、論議と意見を進路で発表 ・政治経済記事データベースサンプルを作成中	1) 「進路」で、共同のシンクタンク設立を呼びかける 2) 既存のシンクタンクの調査を行い、連携を追求する 3) ロゴスMさんとの連携強化を追求する 4) 政治経済記事などデータベースのサンプルをホームページにアップロードし無料公開して、他党派他団体に提示し、共同の事業化を呼びかける
8	日本変革の「憲法を含む法と政策と体制と運動組織づくり」の追求	1) 国民民主権政府の憲法をはじめとした法と体制と政策を追求する 2) 野党各党の (政権) 政策、(選挙) 共闘方針の明示を要求する 3) 政権政策について野党の摺り合せ (連合政権) を追求する	・人権・民主・平和の21世紀の社会主義論を提示 ・共産党のルールある経済社会論を支持し、未来社会論を批判 ・課題ごとに憲法の問題点を指摘 ・「憲法総合教室 (2回/1ヶ月) で来年3月迄)」に参加し研究中	1) 生産手段の社会的所有という教条的社会主義論を克服した「21世紀の社会主義論」を徹底する 2) 段階階層論、国家論、税制論、ベーシックインカムなど理論と実践の深化と発展を目指す 3) 共産党綱領の、ルールある経済社会論を支持し、段階論と未来社会論を批判する
9	「1945年敗戦の歴史の国民と人民による総括」など、「歴史観」「社会観」の国民・人民との対話と変革の追求	1) 憲法を始めとした法、制度体制、政策の国民人民による獲得し直しを追求する 2) 「戦前からの侵略的・暴力的・専制的・優越的・差別的的思想と制度と体制」を一掃する	・「1945年敗戦までの無総括」「現政治状況における政府、野党、国民の無総括」を指摘 ・ロゴスMさんの推奨で「フラタニティ」に「日本国憲法の歴史的限界」を執筆 (掲載予定)	1) 現憲法の問題点を8月に発表予定、創憲案の12月目標での発表を追求
10	安倍自公政権の暴走を阻止し、打倒し、革命・民主政権の樹立を追求	1) 安倍自公政権の収奪と反動政治を阻止する 2) 安倍自公政権を打倒し、下層の人権を回復する国民民主権政府の樹立を追求する 3) 野党と国民人民の広範で恒常的な統一戦線の結成を目指す	・国民民主党を共闘に組み込むことの重要性を主張 ・野党に (政権) 政策と (選挙) 共闘方針の明示と摺り合せを要求 ・そのことを踏まえて「内閣総辞職」「解散・総選挙」方針を要求	1) 市民 (運動) と野党共闘の総括と前進を要求する 2) 野党に (政権) 政策と選挙共闘方針の明示と摺り合せ (統一戦線と連合政権) を要求する 3) 市民運動 (団体) に位置づけと方針決定方法と関わり方を問いたただす 4) 一部野党や市民運動にある国民民主党への攻撃を批判し中止を要求する
11	綱領と規約の作成 (改定)		・未着手	1) 3月以降8月迄の6ヶ月間の闘いの総括の上に立って、日本革命党の活動と存在に意味が見出せるなら綱領と規約の作成に着手する
12	2019年の継続に値する「方針の具体化深化」と合流も選択肢に入れた「運動の発展と組織拡大と財政拡大」		・活動と経費での党費代替制度を確立 (2月) ・書記局会議を2ヶ月に1回開催 ・党員の生活、職業、家計を確認し、再配置を施行 (6月) ○寄付金 (25人244,000円) ○党外の8名との連絡を開始	1) 地方党会議を開催予定 (8月から) 2) 各党員を可能な活動に配置し、党の方針によって線に繋ぎ、その成果を活用して面に拡げる 3) 中間総括として9月に、2018年総括として12月に、日本革命党政治集会を計画する 4) 党員拡大、共同実現、進路読者拡大を目指す

(8頁からつづく)

した。

(一) 西川氏から説明のあった「憲法第六条二項」「憲法第七九条」に加えて「憲法第八〇条、下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する」という規定では、内閣による最高裁支配と、その最高裁による下級裁判所(裁判官)支配によって、三権分立はありえないのではないか。

↓ (西川氏) 最高裁長官や判事の内閣による任命は、選挙によって選ばれていない裁判官への間接的な民主的統制という意味で制度化されているとされている。

(二) また、司法と裁判所の主要な人事が、憲法ではなく個別の法律や慣例によっているのでは、権力者の思惑一つで恣意的に運用されてしまうのではないか。

例えば、最高裁判事一四人のうち「職業裁判官五人」「学識経験者五人(検事二人、行政官四人、学者一人)」の選考の基準と方法は明らかにされているのか。

↓ (西川氏) 慣例では弱いというのはそうかもしれないが、今は慣例を無視する安倍内閣を監視していかなければならない。弁護士枠についての「日弁連が推薦する最高裁判所裁判官候補者の選考に関する運用基準」以外は闇の中にある。

(三) 西川氏の説明にあった「最高裁内の事務総長など要職四ポストの経験」ということについては、「最高裁事務局」という何百人も抱えた組織があり、これは戦前の司法省の判事集団がそのまま人脈と体制を継承しており、この「最高裁事務局」が政府や支配階級の意向を受けて、下級裁判所裁判官などを含め司法を支配しているのではないか。

↓ (西川氏) 「最高裁事務局」という何百人も抱えた組織があり、これが戦前の司法省の判事集団がそのまま人脈と体制を継承したものであることは事実であろう。

(武市 徹)

日本革命党の理念と闘いの継承
(二〇一八年三月一日)

日本革命党は、共産主義者同盟から労働者共産主義委員会(怒涛派)へと貫いた思想と闘いを次のように継承し変革し脱皮する。

- ① 「プロレタリア国際主義—世界革命」を、「日米安保条約の破棄」「人権平和機能強化の国連改革」「各国との対等互恵・人権平和外交の構築」に、
- ② 「暴力革命」を、国民人民の「政治参加」、恒常的な共闘機関を通じた「社会諸分野での闘争」、これらを基礎とした「選挙議会闘争」に、
- ③ 「プロレタリア独裁」を、国民と人民の参加と統制による「基本的人権・民主・平和の日本社会の構築と運営」に、
- ④ 「(共産党に代わる) 前衛党建設」を、政策と運動の有効性を競い合い協力しあう「民主主義制度下の人民の一つの政党」へ。

集会・デモ・学習会・出版などの情報案内

●日時：8月11日(土曜) 11:30(集合集会) 12:30 デモ出発

- (1) 埋めるな! 辺野古 沖縄県民大会に呼応する 8.11 首都圏大行動
- (2) 内容：沖縄県民大会の一部中継予定
- (3) 場所：東池袋中央公園 (JR 池袋駅 15分、地下鉄東池袋駅 5分)
- (4) 主催：沖縄県民大会に呼応する 8.11 首都圏大行動実行委員会
(090-3910-4140 沖縄・一坪反戦地主関東ブロック)
- (5) 協賛：「止めよう! 辺野古埋立て」国会包囲実行委員会
- (6) 賛同：戦争させない・9条壊すな! 総がかり行動実行委員会

[日本革命党は、この集会とデモに主体的に関わっていないが、軍事同盟と基地被害への反対とともに、沖縄への差別抑圧の問題、多数による少数への犠牲の押し付け(国による都道府県への犠牲の押し付け)と抵抗の問題としても関心をもって紹介し参加するものである。]